

また、都道府県警察に対しても、自殺防止 可能な範囲で積極的に行うよう指示した。
対策に資する目的での統計資料の提供には、

<参考>

自殺統計原票の見直し

1 改正の趣旨

警察庁のまとめる自殺統計の基となる自殺統計原票は、死亡事案について現場の警察官が犯罪性の有無を調査する過程で判明した事実の範囲内で作成するものであるが、平成18年6月、自殺対策基本法が制定されるなど、近年、自殺防止に取り組む社会的な気運が高まっていることから、より自殺対策に資する統計資料を提供することができるよう、同年11月までに関係省庁等の意見を聴取した上で、自殺の原因・動機に関する部分を中心に、自殺統計原票の見直しを行った。

2 改正の要点

(1) 自殺の原因・動機の正確性の向上

遺書等の資料から自殺の原因・動機が明らかに推定できる場合に限り、該当する原因・動機を計上することとした。

(2) 自殺の原因・動機の複数計上

原因・動機が複合すると認められる場合には、複数の原因・動機（三つまで）を計上することができることとした。

(3) 自殺の原因・動機の項目の整理

関係省庁等の意見を踏まえ、より自殺対策に資するよう自殺の原因・動機の項目を整理した。

(例)

- ・「家庭問題」の項目として、「子育ての悩み」、「被虐待」、「介護・看病疲れ」を追加
- ・「経済・生活問題」の項目として、「負債（多重債務）」、「負債（連帯保証債務）」、「借金の取り立て苦」を追加
- ・「勤務問題」の項目として、「仕事疲れ」を追加
- ・「学校問題」の項目として、「いじめ」を追加

3 運用の開始等

新しい自殺統計原票は、平成19年1月1日から運用しており、これに基づく統計資料は、20年度以降に公表されることとなる。

第2節 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺対策を推進するためには、国民一人ひとりが自殺に対する正しい認識を持ち、取組への参画を促すことが重要である。自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、専門家につなぎ、見守ってい

くという自殺対策における国民一人ひとりの役割等についての理解の促進を図るため、次の教育活動、広報活動を通じた啓発事業に取り組むこととしている。

1 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施

9月10日の世界自殺予防デーに因んで、毎年、9月10日からの一週間を「自殺予防週間」

として定め、幅広い国民の参加による啓発事業の実施により、命の大切さとともに、自殺

の危険を示すサインや危険に気づいたときの対応方法等について国民の理解を促進することとしている。

内閣府では、初年度となる平成19年度「自殺予防週間」において、関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけるとともに、9月8日に東京都において「第1回自殺対策シンポジウム」を開催した。同シンポジウムでは、基調講演、自殺未遂者及びうつ病患者を支えた家族の体験談のほか、「自殺は防ぐことのできる死～社会的な取組で自殺を防ぐ～」をテーマとして自殺対策に取り組む民間団体で活動している方々による議論が行われた。また、シンポジウムと並行して、別室で、多重債務、心の健康等についての無料相談会を実施した。

併せて、自殺予防週間の周知を図るためのポスターを作成し、全国の主要な病院、鉄道の駅等に掲示した。

また、自殺予防週間に先駆けて、7月1日、内閣府と自殺対策に取り組む民間団体で作る「自死遺族支援全国キャラバン実行委員会」との共催により、東京都において「自殺を『語ることのできる死』へ」をテーマに「自殺対策新時代 官民合同シンポジウム」を開催した。同シンポジウムでは、父親を自殺で亡くした遺族の経験談の他、遺族等による自殺対策のあり方や弁護士、行政担当者等による多重債務者支援と自殺対策を融合するための議論が行われた。

<官民合同シンポジウム（平成19年7月1日開催）> プログラム

- オープニング、高市早苗内閣府特命担当大臣ビデオ出演、実行委員長挨拶
- 第一部 自死遺族の声に耳を傾ける（体験談）
- 第二部 自殺を「語ることのできる死」へ（パネルディスカッション）
コーディネーター
NHKキャスター 町永俊雄 氏
パネリスト
東京大学社会情報研究所情報・社会部門教授 姜 尚中 氏
NPO 法人自死遺族支援ネットワークRe代表 山口和浩 氏
NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク代表 清水康之 氏
- 第三部 多重債務者支援と自殺対策の融合のために（パネルディスカッション）
コーディネーター
NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク代表 清水康之 氏
パネリスト
自死遺族・多重債務による自死をなくす会代表 弘中照美 氏
岐阜県環境生活政策課 山下靖代 氏
弁護士・全国クレジット・サラ金問題対策協議会事務局長 木村達也 氏
秋田大学医学部教授 本橋 豊 氏
内閣府政策統括官 柴田雅人 氏
- エンディング、全国キャラバン紹介

<第1回自殺対策シンポジウム（平成19年9月8日開催）> プログラム

- 開会挨拶 岸田文雄内閣府特命担当大臣
- 基調講演 「自殺予防とうつ病対策 ～自殺のサインに気づいたら～」
防衛医科大学校防衛医学研究センター教授 高橋祥友 氏
- 体験談 自殺未遂経験者及びうつ病患者を支えた家族の体験談
- パネルディスカッション
「自殺は防ぐことのできる死
～社会的な取組で自殺を防ぐ～」
コーディネーター
読売新聞東京本社編集委員 南 砂 氏
パネリスト
NPO 法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター 西原由記子 氏
保健師・NPO 法人MDA（うつ・気分障害協会）代表 山口律子 氏
弁護士・過労死弁護団全国連絡会議 山下敏雅 氏
弁護士・全国クレジット・サラ金問題対策協議会事務局長 木村達也 氏
- 無料相談会
「多重債務相談」、「働く人の悩み・過労死・過労自殺相談」、「うつ病など心の健康相談」について、専門家による無料相談会を実施。

<官民合同シンポジウム>



<自殺予防週間ポスター>



<第1回自殺対策シンポジウム>



<第1回自殺対策シンポジウムでの岸田大臣の挨拶>



事例紹介3 民間団体の取組

日本自殺予防学会・いのちの電話による自殺予防シンポジウム

日本自殺予防学会といのちの電話では、昭和48年に第1回を、53年からは毎年、全国各地で自殺予防シンポジウムを開催してきました。平成13年の第26回からは、厚生労働省の助成をいただいています。

<開催実績>

第1回日本自殺予防シンポジウム

1973年7月10日
 総主題 いま考える日本の自殺
 主催 自殺予防研究会
 会場 朝日生命講堂（東京・新宿）

第2回日本自殺予防シンポジウム

1976年2月6日
 総主題 青少年の自殺
 主催 自殺予防研究会
 会場 朝日生命講堂（東京・新宿）

第3回日本自殺予防シンポジウム

1978年5月12日
 総主題 東洋の自殺と死生観
 主催 いのちの電話・日本自殺予防研究会
 会場 朝日生命講堂（東京・新宿）

第4回日本自殺予防シンポジウム

1979年5月12日
 総主題 子どもの自殺とその周辺
 主催 いのちの電話・日本自殺予防研究会
 会場 東京ルーテルセンター

第5回日本自殺予防シンポジウム

1980年5月10日
 総主題 青少年の自己破壊活動
 主催 関西いのちの電話・日本自殺予防研究会
 会場 大阪府立労働センター

第6回日本自殺予防シンポジウム

1981年5月9日
 総主題 自殺予防の実際活動
 主催 北九州いのちの電話・日本自殺予防研究会
 会場 真鶴会館（北九州・小倉）

第7回日本自殺予防シンポジウム

1982年5月2日
 総主題 ライフサイクルに於ける生と死
 主催 いのちの電話・自殺予防研究会
 会場 立教大学 9号館

第8回日本自殺予防シンポジウム

1983年5月2日
 総主題 人間のいのちへの援助関係をめぐって
 主催 京都いのちの電話・自殺予防研究会
 会場 松ヶ崎会館（京都）

第9回日本自殺予防シンポジウム

1984年5月12日

総主題 日本の心中
主 催 いのちの電話・自殺予防学会
会 場 東京ルーテルセンター

第10回日本自殺予防シンポジウム

1985年6月15日

総主題 病苦といのちの危険
主 催 栃木いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 栃木県青年会館（栃木・宇都宮市）

第11回日本自殺予防シンポジウム

1986年8月22日

総主題 老年の危機
主 催 北九州いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 県立北九州勤労青少年文化センター

第12回日本自殺予防シンポジウム

1987年9月12日

総主題 少年の精神的危機
主 催 横浜いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 神奈川県社会福祉会館（横浜市）

第13回日本自殺予防シンポジウム

1988年6月25日

総主題 学校とコミュニティにおける精神的危機
主 催 茨城いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 茨城大学 大会会館（茨城・茨城市）

第14回日本自殺予防シンポジウム

1989年5月13日

総主題 人格危機の現状と援助関係
主 催 奈良いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 奈良大学（奈良市）

第15回日本自殺予防シンポジウム

1990年10月13日

総主題 いのちをまもるネットワーク
主 催 名古屋いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 愛知県産業貿易会館（名古屋市）

第16回日本自殺予防シンポジウム

1991年10月5日

総主題 生きがいの再ざんみ
主 催 北海道いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 札幌市教育文化会館（北海道）

第17回日本自殺予防シンポジウム

1992年6月27日

総主題 青少年の心の発達と歪みと挫折
主 催 北九州いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 県立北九州勤労青少年文化センター

第18回日本自殺予防シンポジウム—東京国際大会—

1993年8月28日

総主題 家族の危機と電話相談
主 催 （東京）いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 東京医科大学

第19回日本自殺予防シンポジウム

1994年6月11日

総主題 今の世を生きる
主 催 岡山いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 岡山衛生会館

第20回日本自殺予防シンポジウム

1995年6月24日

総主題 いま、死をみつめる
主 催 関西いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 メルパルク・ホール

第21回日本自殺予防シンポジウム

1996年6月23日

総主題 老いの意味
主 催 新潟いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 新潟県民会館

第22回日本自殺予防シンポジウム

1997年9月27日

総主題 危機カウンセリングの担当を志す人の研修と継続訓練
主 催 北九州いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 “ムーブ”北九州市立女性センター

第23回日本自殺予防シンポジウム

1998年11月10日

総主題 高齢者の自殺
主 催 社会福祉法人いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 セントラルプラザ 視聴覚室

第24回日本自殺予防シンポジウム

1999年7月10日

総主題 中高年の危機とサポート
主 催 島根いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 いきいきプラザ島根

第25回日本自殺予防シンポジウム

2000年11月10日

総主題 コミュニティケアと精神保健相談
主 催 埼玉いのちの電話・日本自殺予防学会
会 場 大宮ソニックシティ 小ホール

第26回日本自殺予防シンポジウム

2001年9月25日

総主題 いのちの重さを考える
主 催 神戸いのちの電話・自殺予防学会
会 場 神戸市東灘区民センターうはらホール

第27回日本自殺予防シンポジウム

2002年10月6日

総主題 喪失のいたみと哀しみ
主 催 社会福祉法人いのちの電話
共 催 北九州いのちの電話・日本自殺予防学会
日本いのちの電話連盟
会 場 北九州国際会議場ホール

第28回日本自殺予防シンポジウム

2003年10月18日

総主題 自殺予防への取り組み
主 催 社会福祉法人いのちの電話
共 催 秋田いのちの電話・日本自殺予防学会
日本いのちの電話連盟
会 場 秋田大学

第29回日本自殺予防シンポジウム

2004年10月30日

総主題 かけがえのないいのちをどう生きるか
主 催 社会福祉法人いのちの電話
共 催 香川いのちの電話・日本自殺予防学会
日本いのちの電話連盟
会 場 サンポートホール高松

第30回日本自殺予防シンポジウム

2005年10月1日

総主題 ふせぐことのできる死—支えあう力を信じて
主 催 社会福祉法人いのちの電話
共 催 仙台いのちの電話・日本自殺予防学会
日本いのちの電話連盟
会 場 仙台市青年文化センターシアターホール

第31回日本自殺予防シンポジウム

2006年9月30日

総主題 生きる喜び…ふれあう・よりそう・支えあう
主 催 社会福祉法人いのちの電話
共 催 日本いのちの電話連盟・日本自殺予防学会
会 場 星陵会館ホール

第32回日本自殺予防シンポジウム

2007年6月30日

総主題 『ひろげよう支え合う絆～生きる力を信じて～』
主 催 社会福祉法人いのちの電話
共 催 福岡いのちの電話・日本自殺予防学会
日本いのちの電話連盟
会 場 ももちパレス 福岡県福岡勤労青少年文化センター

(日本いのちの電話連盟事務局)

2 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

(1) 児童生徒が命の大切さを実感することができると教育の推進

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むためには、成長段階に応じて様々な体験活動を行うことが極めて有意義である。なかでも、命を大切にすると心や他人を思いやる心、規範意識等の育成を図ること等は極めて重要である。このため、文部科学省では、このような豊かな心の育成に資するような、他校のモデルとなる体験活動を実施する学校を指定し、その成果を全国に普及させて、小・中・高等学校等における豊かな体験活動の円滑な展開を推進している。今後も引き続き、感性を育み、命の大切さを学ばせる体験活動や社会奉仕活動などの様々な体験活動の推進に総合的に取り組むこととしている。

また、学校の実態に応じ、地域の人材や体験活動等を活かして、命を大切にすると心や育むなどの道徳教育を推進するための実践研究について、都道府県教育委員会等との連携・協力の下に取り組むこととしている。

(2) 情報モラル教育の推進等

インターネットや携帯電話などの普及が急速に進み、児童生徒が、ブログへの書き込みや携帯電話のメールを介したいじめなどによって自殺を引き起こすおそれがあることから、相手への影響を考え適切に情報を発信する態度を身に付けることが重要となっている。

また、このようなインターネット、携帯電話の急速な普及に伴う、いわばその影の部分の拡大への対応として、学校・家庭・地域を含む社会全体で情報モラル教育の推進に取り組むことが必要である。

文部科学省では、平成18年度、学校における情報モラル教育の充実を目的として、情報モラルの指導の効果的な指導手法に関する調査研究を実施し、情報モラル教育を体系的に推進するため、情報モラルの指導内容を分

類・整理し、それぞれの分類ごとに児童生徒の発達段階に応じた指導目標を設定した「情報モラル指導モデルカリキュラム」を策定した。また、情報モラル指導の必要性、モデルカリキュラムの解説、情報モラルの指導実践事例をまとめたガイドブックや、本ガイドブックの概要版である普及・啓発パンフレットを作成し、全国の学校現場や教育委員会等に配付した。

<<http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/>>

平成19年度においては、情報モラル指導に関する教員向けポータルサイトを構築するとともに、都道府県教育委員会の協力の下、市区町村教育委員会指導主事等を対象とした「情報モラル指導セミナー」を開催することとしており、これらの取組を通じて、学校における情報モラル教育の一層の充実に取り組むこととしている。

また、総務省と文部科学省が通信関係団体等と連携しながら、主に保護者及び教職員を対象としたインターネットの安全・安心利用に向けた啓発のための講座を、全国規模で実施している。

さらに、総務省では、平成11年11月から12年6月まで、「放送分野における青少年とメディア・リテラシーに関する調査研究会」を開催し、メディア・リテラシーの向上に向けた施策の方向性について検討を行った。同研究会の提言を受け、12年度から小・中学生及び高校生向けの教材を開発し、教育関係者を中心に、広く一般に貸出を行い、その普及に努めている。

(3) 有害情報対策の推進

文部科学省では、子どもたちを有害情報から守る取組として、平成16年度から地域における有害環境対策の推進体制を整備するとともに、子どもや保護者を対象とした、メディアを安全・安心に利用するための教育の機会の提供、地域の実情に応じたフォーラムの開

催を行っており、地域における有害情報対策の推進を図るための全国フォーラムも開催している。

平成19年度は、①都道府県レベルの関係団体を構成員とした有害環境対策に係る「地域コンソーシアム」を構築するとともに、関係省庁・関係団体間による全国横断的なネットワークを構築し、より一層の広報啓発活動

の充実、メディアの安全・安心利用のための意識醸成を図る、②青少年や保護者を対象とし、インターネット利用に際してのルール・マナーやその利活用について体験的に学ぶ機会の提供などメディア対応能力等を育成するためのモデル事業を実施することとしている。

3 うつ病についての普及啓発の推進

厚生労働省では、精神保健福祉普及運動として、毎年、「精神保健福祉全国大会」を開催し、全国の精神保健福祉関係者や一般の方々を対象として、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を行うとともに、各都道府県等においても、大会や講演会の実施等、地域住民に対する知識の普及、理解の促進を図っている。

平成16年3月に、「心の健康問題の正しい

理解のための普及啓発検討会」において、国民各層が、精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針「こころのバリアフリー宣言」及び同指針の内容を踏まえた取組の方向性を内容とする報告書を取りまとめ、マスメディア、ポスターの作成・配布等を通じ、うつ病を始めとした精神疾患に関する普及啓発を行っている。

第3節 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する

自殺対策を推進する上で、事前予防、自殺発生の危機対応、事後対応の各段階で必要な人材を確保、養成し、さらにはその資質の向上を図る必要がある。自殺の危険を示すサイ

ンに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成するために次の施策に取り組むこととしている。

1 かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上

WHO国際共同研究による国内の調査によれば、総合病院の内科外来を受診した人から無作為抽出した1,555人に対して、精神科医が診察したところ、精神科医がうつ病と診断した患者のうち、内科医がうつ病と診断した患者の割合は19.3%であった（第2-1-10図）。このように、うつ病の患者の多くが医

療機関にかかっているにもかかわらず、適切な診断がなされていないことが考えられるため、厚生労働省では、臨床研修等の医師を養成する過程や生涯教育等の機会を通じ、精神科以外の診療科の医師に対して、うつ病等の精神疾患について診断・治療技術の向上を図ることとしている。